

物品購入等に係る指名停止等措置基準

平成 12 年 3 月 30 日

[沿革] 平成 16 年 3 月 30 日出総第 181 号一部改正、平成 17 年 3 月 31 日出総第 121 号一部改正、平成 17 年 7 月 15 日出総第 44 号一部改正、平成 18 年 3 月 30 日出総第 117 号一部改正、平成 19 年 6 月 29 日出第 75 号一部改正、平成 23 年 9 月 21 日出第 109 号一部改正、平成 25 年 6 月 4 日出第 38 号一部改正、平成 30 年 3 月 28 日出第 473 号一部改正、平成 31 年 3 月 29 日出第 476 号一部改正、令和元年 12 月 3 日出総第 183 号一部改正

(趣旨)

第 1 この基準は、物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札の有資格者（物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和 58 年岩手県告示第 1329 号）第 5 条に規定する資格者（以下「有資格者」という。））に対する指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第 2 指名停止とは、別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に該当する有資格者について、一定期間、一般競争入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 知事は、有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 知事は、別表第 2 及び別表第 3 の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格者に対して、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号、以下「建設工事指名停止基準」という。）第 2 第 2 項による指名停止の決定があったときは、前項の規定にかかわらず、建設工事指名停止基準による決定と同じ期間の指名停止を行ったものとみなすものとする。

4 前 2 項の規定に基づく指名停止の期間の始期は、措置の決定があった日の翌日とする。

5 知事が第 2 項の指名停止を行ったとき、又は第 3 項の指名停止を行ったものとみなしたときは、契約担当者（会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 2 条第 10 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該指名停止の措置等を受けた有資格業者を入札の落札者としてはならない。

6 契約担当者は、前項の有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 3 有資格者が一の事案について別表第 1 から別表第 3 までの各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、該当することとなった回数に 1 月を乗じた期間を指名停止の期間に加重することができる。ただし、有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としないものとする。

(1) 同一の有資格者が、別表第 1 から別表第 3 までの各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表第 1 から別表第 3 までの各号の措置要件に該当するとき。

(2) 同一の有資格者が、別表第 2 第 1 号、又は、第 2 号及び第 3 号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 2 第 1 号、又は、第 2 号及び

第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 知事は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表第1から別表第3までの各号及び前2項に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1から別表第3までの各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。
- 5 前2項により指名停止の期間を短縮し、又は延長するときは、あらかじめ物品調達審議委員会（物品調達審議委員会規程（昭和47年9月19日訓令第28号）第1条に規定する物品調達審議委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 知事は、有資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ当該各号に定める期間とすることができる。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき
2倍の期間
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
2倍の期間
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）
2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格者に悪質な事由（当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。以下この項において同じ。）があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）
1月を加重した期間
- (5) 県又は他の公共機関の職員（刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいい、特別法上公務員とみなされる場合を含み、さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。）が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号及び第2号に掲げる場合

を除く。)

1 月を加重した期間

- 2 知事は、別表第 2 第 2 号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 3 知事は、有資格者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第 2 第 2 号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 まで短縮することができる。

(指名停止の期間の変更)

第 5 知事は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表第 1 から別表第 3 までの各号、並びに第 3 及び第 4 に定める期間の範囲内で物品調達審議委員会において審議の上、指名停止の期間を変更することができる。

- 2 知事は、指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第 5 の 2 指名停止の期間中の有資格者（以下「指名停止中の有資格者」という。）から、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該有資格者の業務（物品販売業及び物品製造業に限る。）を承継した有資格者は、当該指名停止措置を承継するものとする。

(指名停止等に係る通報)

第 6 部局長（予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する部局長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認めたとき、第 9 の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第 5 各項のいずれかに該当する事由が生じたとき（以下「指名停止等の措置事由」という。）は、遅滞なく指名停止等事由通報書（様式第 1 号）により出納局長に通報するものとする。

- 2 地方公所長（予算規則第 2 条第 2 号に規定する地方公所の長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関し有資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは遅滞なく指名停止等事由報告書（様式第 2 号）により所管部局長に報告するものとする。
- 3 前項の場合において、広域振興局の各部長及び審査指導監（岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 19 条に規定する部及び審査指導監をいう。）については、当該部及び審査指導監を所管する部局長に報告するものとする。
- 4 県外を除く地方公所長は、前 2 項の規定にかかわらず、用品調達基金条例施行規則（昭和 39 年岩手県規則第 17 号）第 3 条の規定による用品の購入（以下「物品購入等」という。）に関し有資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは、所管する審査指導監に遅滞なく報告し、報告を受けた審査指導監は出納局長に遅滞なく通報するものとする。

(指名停止の通知等)

第 7 知事は、第 2 第 2 項の規定により指名停止を行い、同第 3 項の規定により指名停止を行ったものとみなし、第 5 第 1 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第 2 項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第 3 号）、指名停止期間変更通知書（様式第 4 号）又は指名停止解除通知書（様式第 5 号）により通知するとともに、県のウェブサイトで公表するものとする。ただし、第 2 第 3 項の規定により指名停止を行ったものとみなす場合は、当該有資格者に対する通知を行わないものとする。

- 2 出納局長は、知事が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、電子掲示板への掲示により他の部局長に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県の発注した物品購入等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号に掲げるやむを得ない事由があり、あらかじめ出納局長の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 契約できる相手方が指名停止期間中の有資格者のみであるとき。
- (2) 災害及びその他特に緊急を要するとき。
- (3) 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

2 指名停止を受けた有資格者が、指名停止の期間中に資格を失い又は資格を取り消された場合においても、当該指名停止期間が満了するまでの期間は前項と同様とする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 知事は、指名停止を行わない場合において、有資格者に対し、別表第4各号のいずれかに該当したときは書面又は口頭で警告を、別表第5各号のいずれかに該当したときは書面又は口頭で注意を、それぞれ行うことができる。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月30日出総第181号)

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月31日出総第121号)

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年7月15日出総第44号)

この基準は、平成17年7月15日から適用する。

附 則 (平成18年3月30日出総第117号)

- 1 この基準は、平成18年3月30日から適用する。
- 2 この基準の施行の日前に、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金納付命令が出されているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月29日出第75号)

- 1 この基準は、平成19年7月1日から適用する。
- 2 有資格者が改正前の別表第4号から第10号までに規定する措置要件に該当する場合で、平成19年6月30日以前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第4号から第10号までのいずれかの規定に基づき平成19年6月30日以前に行われた指名停止等の措置に係る改正前の第5及び第6の特例の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年9月21日付け出第109号)

- 1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日(以下「施行日」という。)前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を行う場合(平成18年3月30日付け出総第117号附則第2項に該当するものを含む。)において、当該有資格者の業務を承継した有資格者がいることが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（平成25年6月4日出第38号）

この基準は、平成25年6月4日から適用する。

附 則（平成30年3月28日付け出第473号）

- 1 改正後の基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 有資格者が改正前の別表第1から別表第5に規定する措置基準に該当する場合で、この基準の施行の日以後に当該措置要件に該当することが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（平成31年3月29日付け出第476号）

- 1 改正後の基準は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 有資格者が改正前の別表第1から別表第5に規定する措置基準に該当する場合で、この基準の施行の日以後に当該措置要件に該当することが明らかになったときは、改正後の基準を適用する。

附 則（令和元年12月3日出総第183号）

この基準は、令和元年12月3日から適用する。

別表措置基準（第2関係）

別表第1（第2関係）

県発注の業務等において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 納品前に受注者から虚偽の記載について報告があったとき又は(2)から(6)までに該当しない虚偽記載のとき。</p> <p>(2) 契約から納品までの間に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p> <p>(3) 納品後に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p> <p>(4) 契約から納品までの間に虚偽の記載の事実が判明したとき（(2)に該当する場合を除く。）。</p> <p>(5) 納品後に虚偽の記載の事実が判明したとき（(3)に該当する場合を除く。）。</p> <p>(6) 文書偽造又は事前共謀の事実があるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>(過失による粗雑品納入)</p> <p>2 物品の納品に当たり、過失により粗雑品を納入したと認められるとき。この場合において、「過失により粗雑品を納入したと認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 会計検査院の検査又は県監査委員の監査において、粗雑品の納入として文書により指摘されたとき。</p> <p>(2) 物品検収等において粗雑品の納入を再三指摘されても速やかに代品を納品しないとき。</p> <p>(3) 納品した物品に隠れた瑕疵があり再三指摘されても補修しなくても補修しないとき。</p> <p>(4) 上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 納品した物品の一部に粗雑品が含まれていることが判明したとき。</p> <p>イ 物品の取付中の損傷事故により当該物品の一部に欠陥が生じたことが判明し、県への報告が遅れたとき。</p> <p>ウ 納品した物品の全部が粗雑品であることが判明したとき。</p> <p>エ 会計検査院の検査又は県監査委員の監査において粗雑品の納入を指摘されるなどにより粗雑品の納入が判明したとき。</p> <p>オ 粗雑品の納入により県の事業が遅れたとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>

措置要件	適用基準	期間
<p>(契約違反)</p> <p>3 第2号に掲げる場合のほか、物品購入等に関する契約に違反し、次に掲げる場合で、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく物品を契約期間内に納入することができず、履行遅滞となり、損害金等を徴収されたとき。</p> <p>(2) 契約不履行等、受注者の理由により契約を解除され、損害金等を徴収されたとき。</p> <p>(3) 上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 契約条項の違反が判明したとき（イからオに該当する場合を除く。）。</p> <p>イ 履行遅滞が生じたとき。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合において、県への事前報告がなかったとき。</p> <p>エ 契約不履行等、受注者の理由により契約の一部を解除されたとき。</p> <p>オ 契約不履行等、受注者の理由により契約の全部を解除されたとき。</p>	<p>1月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 本県と締結した物品購入等に関する契約の履行に当たり、公衆(当該契約履行関係者以外の全てを指すものとする。以下同じ。)に死亡者、重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。)若しくは軽傷者(負傷の治療に要する期間が11日以上を負傷者(重症者を除く。))をいう。以下同じ。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 安全管理の措置が不適切であったとき。</p> <p>(2) 別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第1号による警告を受けた後、さらに1年を経過するまでの間に、別表第5第1号に掲げる事由に該当したとき。</p>	<p>ア 公衆に損害(停電、断水又は電話の不通等を伴う損害にあつては、広範囲にわたるもの)を与えたとき。</p> <p>イ 1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>ウ 1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>エ 2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>オ 1名の死亡者、3名の重傷者又は4名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>カ 2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>

措置要件	適用基準	期間
<p>(契約関係者事故)</p> <p>5 本県と締結した物品購入等に関する契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせたと認められる場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>(2) 別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第2号による警告を受けた後、さらに1年を経過するまでの間に、別表第1第5号(1)の措置要件に至らない契約関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。</p>	<p>ア 1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>イ 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>ウ 1名の死亡者、2名若しくは3名の重傷者又は4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>エ 2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は6名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>

備考

- 1 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 2 第4号(1)及び第5号(1)において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として県が仕様書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していないとき又は県の事故原因に係る所見や調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となったときとする。ただし、当該契約の責任者等が刑法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときとすることが適当である場合には、それによることができる。
- 3 第4号及び第5号において、指名停止を受けた事故の発生日から1年を経過するまでの間に再度指名停止に相当する事故を起こし、又は同一の事故で死傷者が多数発生し、「適用基準」に定める期間を超えて措置する必要があるときは、措置基準第3第4項の規定を適用する。

別表第2（第2関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>措置要件に該当したとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務（個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいう。以下同じ。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したことが次の(1)から(4)までに掲げる事実のいずれかにより判明し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 排除措置命令</p> <p>(2) 課徴金納付命令</p> <p>(3) 刑事告発</p> <p>(4) 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	<p>措置要件に該当したとき。</p>	<p>12月</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>措置要件に該当したとき。</p>	<p>12月</p>

措置要件	適用基準	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。この場合において、「不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 業務に関する法令に違反し業務停止などの行政処分を受けたとき。</p> <p>(2) 脱税、詐欺等の法令違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 本県が発注した物品購入等の入札において、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があったとき。</p> <p>(4) 別表第5第3号又は同表第4号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第3号による警告を受けた後、さらに1年を経過するまでの間に、別表第5の同じ号に掲げる事由に該当したとき。</p> <p>(5) 上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 法令に違反し、所管行政庁から行政処分を受けたことが判明したとき。</p>	1月
	<p>イ 措置要件の(4)において、別表第5の同じ号に掲げる事由に該当したとき。</p>	1月
	<p>ウ 一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	2月
	<p>エ 本県が発注した物品購入等の入札において、次のいずれかに該当するとき。</p>	3月
	<p>(ア) 落札決定後に契約を辞退したとき。</p>	
	<p>(イ) 有資格者の過失により入札手続が大幅に遅延したとき。</p>	
	<p>オ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	4月
	<p>カ 次に掲げる者が、公共機関発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6月
	<p>(ア) 代表役員等</p>	
	<p>(イ) 有資格者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(物品購入等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者(以下「一般役員等」という。)</p>	
<p>(ウ) 有資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)</p>	8月	
<p>キ 次に掲げる者が、県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>		
<p>(ア) 一般役員等</p>	9月	
<p>(イ) 使用人</p>		
<p>ク 代表役員等が県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月	
<p>ケ 次に掲げる者が、岩手県の区域における産業廃棄物の不法投棄等により廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>		
<p>(ア) 代表役員等</p>		
<p>(イ) 一般役員等</p>		
<p>(ウ) 使用人</p>		

措置要件	適用基準	期間
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>5 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>(1) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(3) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されたとき。</p>	<p>4月</p> <p>6月</p> <p>8月</p>

備考 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適當と判断した期間とする。

別表第3（第2関係）

暴力団排除に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>有資格者の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 有資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。</p>	24月
	<p>(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	24月
	<p>(3) 有資格者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p>	9月
	<p>(4) 有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	9月
	<p>(5) 有資格者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	9月
	<p>(6) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	1月

備考 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。

別表第4（第9関係）

警告の措置基準

事由	措置内容
1 別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に同号に掲げる事由に該当したとき。 2 別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第1第5号(1)の措置要件に至らない契約関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第5第3号から同表第4号までに掲げるいずれかの事由に該当し注意があった日から1年を経過するまでの間に、同じ号に掲げる事由に該当したとき。	口頭又は書面による警告

備考

- 1 合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更があるときは、基準第5の2の規定を準用する（以下同じ。）。
- 2 第1号及び第2号による警告は、それぞれ同一の注意につき1回に限るものとする。
- 3 「契約関係者事故」とは、契約関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせたと認められる事故をいう（以下同じ。）。

別表第5（第9関係）

注意の措置基準

事由	措置内容
1 別表第1第4号(1)の措置要件に至らない停電、断水又は電話の不通等を伴う公衆損害事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 2 別表第1第5号(1)の措置要件に至らない契約関係者事故を発生させた日から1年を経過するまでの間に、同号(1)の措置要件に至らない契約関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第2第4号において、法令に違反し、所管行政庁から行政指導を受けたことが判明したとき（物品販売業等の営業に関するものに限る。）。 4 前3号に掲げるもののほか、注意が必要と認められるとき。	口頭又は書面による注意

備考 「公衆損害事故」とは、公衆に損害を与えたと認められる事故をいう。